

○市長とランチミーティング実施要綱

平成22年5月26日

告示第77号

改正 平成23年3月29日告示第39号

平成25年4月1日告示第82—6号

令和4年3月14日告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政に関する意見や提案などさまざまな「市民の声」を市長が直に聴き、市政に反映していくために実施する「市長とランチミーティング」(以下「ミーティング」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(参加対象)

第2条 参加対象グループは、農林水産業、建設業、観光業、商工業等の職業単位、あるいは文化サークル、スポーツその他の団体で、石垣市に在住しているグループとする。ただし、前回参加した月から1年を経過していないグループは除く。

(実施内容)

第3条 市役所庁議室にグループを招き、食事をしながら市政に関する意見交換を行う。

(実施回数)

第4条 ミーティングの実施回数は、月1回程度とする。

(実施時間)

第5条 ミーティングの実施時間は、正午から午後1時までの間とする。

(実施場所)

第6条 実施場所は、石垣市役所庁議室とする。

(参加人数等)

第7条 参加者は中学生以上とし、人数は10人以上15人以下のグループとする。ただし、中学生のグループの場合は、1人以上の保護者等が引率するものとし、引率者等も参加人数に含めるものとする。

(話し合いのテーマ)

第8条 話し合いのテーマは、市政に関すること全般とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げるものを除く。

- (1) 政治・宗教・営利を目的とするもの
- (2) 市を当事者とする裁判において係争中であるもの
- (3) 特定の個人又は団体等に対する誹謗・中傷に関するもの

(4) その他ミーティングの趣旨に照らし適当でないと認められるもの

(参加グループの募集及び決定)

第9条 参加グループは、四半期ごとに公募し、応募者多数の場合は抽選により決定する。

2 募集は、広報いしがき、市ホームページ及びその他の方法により市民へ周知する。

3 参加を希望するグループは、別記様式を企画部DX課に提出し、応募するものとする。

(平23告示39・平25告示82—6・令4告示57・一部改正)

(費用負担)

第10条 ミーティング当日の飲食の代金については、参加者個人が負担するものとする。

(内容の公表)

第11条 市民に対して積極的な情報公開を行う観点から、DX課は懇談要旨を作成し、広報いしがきや市ホームページで公表する。

(平23告示39・平25告示82—6・令4告示57・一部改正)

(個人情報の取扱い)

第12条 応募者の個人情報は、この事業開催に係る事務にのみ使用する。

(庶務)

第13条 ミーティングに係る庶務は、企画部DX課において処理する。

(平23告示39・平25告示82—6・令4告示57・一部改正)

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画部長が別に定める。

(平25告示82—6・一部改正)

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第82—6号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第57号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。